

別表六(二十七)

「22」欄に記載がある場合には、適用額明細書に以下の記載が必要です。

別表六(二十七) 令三・四・一以後終了事業年度分

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書		事業年度	：	：	法人名	
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (24の①) - (24の②) (マイナスの場合は0)	1	円			雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(二十九)「12」)	円
調整雇用者給与等支給額 (23の①) - (23の②) (マイナスの場合は0)	2				差引控除対象新規雇用者給与等支給額 (1)と(4)のうち少ない金額) - (13) (マイナスの場合は0)	13
調整比較雇用者給与等支給額 (31)	3				法人税額の特別控除額の計算	(12) ≥ 20% 又は (9) = (11) > 0 の場合 $(14) \times \frac{20}{100}$
調整雇用者給与等支給増加額 (2) - (3) (マイナスの場合は0)	4			同上以外の場合 $(14) \times \frac{15}{100}$		
新規雇用者給与等支給額 (25の①) - (25の②) + (25の③)	5			税額控除限度額 (15) 又は (16)		
新規雇用者比較給与等支給額 (32)	6			税額控除限度額 (8) < 0.02 の場合は 0		
新規雇用者給与等支給増加額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7				調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	16
新規雇用者給与等支給増加割合 $\frac{7}{6}$ (6) = 0 の場合は 0	8				当期税額基準額 $(18) \times \frac{20}{100}$	17
教育訓練費の額	9	円			当期税額控除可能額 (17) と (19) のうち少ない金額	18
比較教育訓練費の額 (37)	10				調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「7の②」)	19
教育訓練費増加額 (9) - (10) (マイナスの場合は0)	11				法人税額の特別控除額 (20) - (21)	20
教育訓練費増加割合 $\frac{11}{10}$ (10) = 0 の場合は 0	12					21
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細						
		給与等の支給額			①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	②のうち雇用安定助成金額
		①	円		②	円
国内雇用者に対する給与等の支給額	23	円				円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	24					
同上のうち一般被保険者に係る金額	25					円
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算						
前事業年度又は前連結事業年度	26	：	：	適用年度の月数 (26)の前事業年度又は前連結事業年度の月数	27	
		給与等の支給額			①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額	②のうち雇用安定助成金額
		①	円		②	円
国内雇用者に対する給与等の支給額	23	円				円
同上のうち国内新規雇用者に係る金額	24					
同上のうち一般被保険者に係る金額	25					
調整比較雇用者給与等支給額	3					
新規雇用者比較給与等支給額	6					
比較教育訓練費の額の計算						
事業年度又は連結事業年度		教育訓練費の額		適用年度の月数 (33)の事業年度又は連結事業年度の月数		改定教育訓練費の額 (34) × (35)
33		34		35		36
調整対象年度		円				円
(注) 本別表は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度が対象となります。 令和3年4月1日前に開始した事業年度については、P33をご参照ください。						
比較教育訓練費の額	37					
		(36の計) ÷ (調整対象年度数)				

[22]欄

給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除を適用している場合

- ① 「租税特別措置法の条項」欄：「第42条の12の5第1項」
- ② 「区分番号」欄：「00659」
- ③ 「適用額」欄：「22」欄の金額

(注) 本別表は、令和3年4月1日以後に開始する事業年度が対象となります。
令和3年4月1日前に開始した事業年度については、P33をご参照ください。